

令和8年度三重県公立小中学校等における学習者用端末購入（Chrome）仕様書

1. 案件名

令和8年度三重県公立小中学校等における学習者用端末購入（Chrome）

2. 共同調達の目的

本業務は、三重県教育委員会と県内市町教育委員会が連携し、全県的な取組として、着実に教育のICT化を推進するために設置された三重県GIGAスクール構想推進協議会（以下「協議会」）が共同調達を実施することにより、端末調達に係る教育委員会の事務負担の軽減や、スケールメリットによる端末・サービス等の調達・ランニングコストの低減、共同調達を通じた端末利活用等に係るノウハウの共有による業務改善などを目的とし、確実な納入の確保を図るものである。このため、学習者用端末等整備に係る業務を実施するに当たり、必要な事項を定める。

3. 共同調達の概要

（1）共同調達の対象は、下記に示す三重県内市町の学習者用端末とする。

番号	市町名	住所
1	川越町	三重県三重郡川越町大字豊田一色 280 番地
2	紀北町	三重県北牟婁郡紀北町東長島 769 番地 1
3	熊野市	三重県熊野市井戸町 796

（2）調達後の具体的な契約方法については、買取り方式・リース方式の両方に対応できるものとし、最優秀提案事業者（以下、「選定業者」）は各市町と協議して対応すること。

（3）リース方式の場合、本業務により、別途教育委員会が実施する賃貸借契約の受託業者への物件販売業者及び仕様価格を決定するものであり、本件の選定業者が、賃貸借契約の受託業者への物件販売業者となる。

（4）使用開始日から60か月の利用を想定すること。

4. 端末調達に係る基本的な条件

- a. 提案金額には、オプションの内容を除く本仕様書に記載するすべての要件に係る費用を含めること。
- b. オプションについては各市町が必要に応じて選択し調達するものとする。
- c. 法令が遵守された端末を導入すること。また、品質・耐久性と、サプライチェーン・リスクに考慮した端末を選定すること。
- d. 全ての納入機器等は新品とし、中古品または再生品等は認めない。また、納品後5年間は修理部品等の提供がある製品を提案すること。
- e. 各市町の契約可否は、当該市町の議会における1案及び契約に係る議案の議決に基づくものとする。議決が得られない場合、本契約は締結されないものとする。
- f. 本調達の範囲は、端末等の納入、キッティング、無線ネットワークへの接続設定、動作確認とし、その後各市町が独自に導入する学習支援ソフト等の設定作業は調達範囲に含まない。
- g. 各市町の希望する仕様及び数量については、【別表1】【別表2】のとおりとする。ただし、数量については公告日時点での数値であり、導入する数量については各市町と協議して対応すること。
- h. キッティング・納入の仕様の詳細については、10.キッティング・納入の仕様を参照すること。
- i. 端末の回収・廃棄においてその方法・価格の提案を行うこと。その際、文部科学省並びに環境省の基準に則り、最低限NIST SP800-88に準拠した情報消去が行われる体制を有すること。また、既存端末のOSに関係なく回収・廃棄の対応を行うこと。

5. 各市町の台数・納入期限

各市町の台数・納入期限は【別表1】のとおりとする。

市町ごとに納入希望時期が異なるため、選定業者は各市町の希望を踏まえ、納入スケジュール案を提案すること。なお、【別表1】で示す数量は令和7年5月1日時点の児童生徒数を基礎として算出しているが、人口動態等の変動により増減する可能性がある。この場合、選定業者は数量変更に応じるものとし、必要に応じて各市町と協議のうえ対応すること。

6. 既存端末の回収・処分

- (1) 各市町の回収希望、予定台数は【別表3】のとおりとする。
- (2) GIGAスクール第1期※1で調達した機器について、市町が回収を希望する場合は、選定業者は市町と協議のうえ、適切な方法で回収を行うものとする。その際、回収方法および費用負担については市町との協議により決定するものとす

る。また、選定業者は、各学校単位での回収に対応できる体制をあらかじめ整えておくこと。各市町の回収台数は、【別表3】に上限値として示す。

※1 GIGAスクール第1期で調達した機器とは、学習者用端末だけでなく、校務用端末も含むものとする。

(3) 各学校からの回収配達手配、梱包材の準備および梱包作業は選定業者が行うこと。

(4) 既存端末を処分することにより利益が発生する場合は、端末の受け渡しについて別途書面での取り交わし等に対応すること。また、収益の取扱いについては、各市町と協議して決定すること。

(5) 回収時期については、各市町と協議のうえ、各市町の要望に対応すること。

(6) 端末の処分方法については、文部科学省が令和5年10月26日付で発出した事務連絡「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」に定める基準に従い、適切に処分できる体制を有すること。選定業者は、入札参加時に下記要件を満たす処分体制を明確に示すこと。

<必須要件>

1. 小型家電リサイクル法に基づく認定事業者又は同等の適正処理が可能な事業者と連携し、適正な再使用又は再資源化を行えること。
2. 端末データ消去に関する証明書（データ消去証明書）を発行できること。
3. データ消去についてはNIST SP800-88の該当要件に準拠し、安全に実施できること。
4. リユースを行う場合はリユース証明書、リサイクルを行う場合はリサイクル証明書、廃棄を行う場合は廃棄証明書を発行できること。

(7) 選定業者は、県及び各市町の求めに応じて、端末のデータ消去、リユース、リサイクル又は廃棄を適切に実施するものとする。

その際、選定業者は以下の証明書類を必ず提出すること。

<提出必須の証明書類>

1. データ消去を行った場合：データ消去証明書
2. リユースを行った場合：リユース証明書
3. リサイクルを行った場合：リサイクル証明書
4. 廃棄を行った場合：廃棄証明書

いずれの証明書も、機器の個体識別情報（シリアル番号）を含み、処理方法及び処理日を明記したものとする。

(8) 上記(1)～(7)の業務は共同調達業務の対象外であり、共同調達後の無償での対応を想定している。なお、詳細な対応内容は各市町と協議のうえ適切に実施すること。

7. 既存端末の下取り

- (1) 各市町の下取り希望は【別表3】のとおりとする。
- (2) 選定業者は、下取り可能な端末の範囲、端末状態の区分、下取り価格（税抜）、必要な作業内容（端末回収単位、梱包作業、搬出方法、スケジュール、付属品の扱い）を明確に提案すること。また、下取り価格は、調達物品の費用と分けて提示すること。なお、下取り価格が下取り時期により変動する場合は、その理由（市場価格等の変動要因）及び有効期限を明示し、期間別の下取り価格を提示すること。
また、画面保護フィルム及び本体カバーは選定業者が取り外し・回収したうえで適切に処分することとし、アダプタやケーブル等の付属品についても同様に回収・処分するものとする。
- (3) 下取り価格は、1台あたりの下取り価格（税抜き）で提案すること。なお、端末の状態によって下取り価格を変更する場合は、以下の状態区分と減額基準を明確に提示すること。
- (4) その他、選定業者は、梱包材の提供、集荷方法の工夫、学校単位での回収など、市町の負担軽減に資する具体的な措置があれば、明確に内容と費用を示して提案すること。

8. 各市町・学校ごと配達先

- (1) 配送場所は、選定業者が各市町と協議のうえ決定するものとする。ただし、原則、1市町当たり1箇所とする。配達先は【別表4】に示す。
学校単位のキッティング作業については本調達の対象外とする。
- (2) 選定業者は、納品時期の調整が必要な場合、自己責任において適切な倉庫環境で保管すること。保管中の破損・紛失・盗難については選定業者の責任とし、市町に費用負担を求めるものとする。

9. 機器仕様等

- (1) 機器仕様は以下のとおりとする。
- (2) a.本体仕様、b.MDM、キッティングを合わせた1台あたりの上限額（税込）は55,000円とし、この上限額を超える提案については選定対象外とする。また、本体、MDM、保証、付属品（ACアダプタ・ケーブル等）、その他オプションの単価を明示した明細を提出すること。

a. 本体仕様

OS	ChromeOS であること
端末形状	コンバーチブル
CPU	Intel N100 または MediaTek Kompanio 520 と同等以上
ストレージ	32GB 以上
メモリ	4 GB 以上
画面	12.2 インチ以下であること タッチパネル対応、USI (2.0) 対応であること
キーボード	Bluetooth 接続ではない日本語 JIS キーボードであること。
タッチペン	本体内蔵式 充電式、USI (1.0 以上) 対応であること
無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac/ax 以上対応
カメラ機能	インカメラ及びアウトカメラ搭載（オートフォーカス付き）
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子を 1 つ以上有していること
外部接続端子	USB-TypeA × 1 以上、USB-TypeC × 1 以上、マイク・ヘッドフォン端子 × 1 以上
無線インターフェース	Wi-Fi6 IEEE802.11 a/b/g/n/ac/ax 以上
バッテリー稼働時間	減衰を考慮し、5 年後でも 8 時間以上の利用ができるこ
重量	1.5kg 程度を超えないこと
耐久性	MIL-STD-810H 規格に準拠した試験をクリアしていること
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ OS メーカー（端末の OS と異なるものでもよい）が標準的に提供する教科横断的に活用できるソフトウェアを学習用ツールとして整備すること。 (無償のものを想定。有償のソフトウェアについては別途オプションとして提案を行うこと。) ・ 端末本体の色は、市町ごとに同一の色で揃えること。 ・ 端末に適合する端末メーカー純正品の充電ケーブル・電源アダプタを端末と合わせて納入すること。 ・ 1 年間、メーカーによる無償の保守を備えること。交換などに係る費用は事業者にて負担すること。 ・ メーカーもしくはベンダーによる予備機を無償で保管するサービスを提供すること。

b.MDM（モバイルデバイス管理）

MDM	Google GIGA License 端末管理機能の設定に必要な情報は落札後に提供する。
-----	--

10. キッティング・納入の仕様

端末のキッティング・納入の仕様は、以下の2種類から選択できること。

ア. キッティング・納入を既存の保守委託事業者または各市町で実施する場合

端末は、指定箇所へ直送。以降のキッティング作業（アプリ配布・ポリシー反映等）は本調達の対象外とし、選定業者は既存の保守会社または各市町に必要な情報を提供すること。

イ. キッティング・納入を選定業者へ依頼する場合

選定業者は、自身の事業場等で、開梱・端末管理番号シール貼付け（1台あたり2枚）・フィルム貼付けのハードキッティングと、既存のMDMへの端末登録、ASSET IDへの端末登録、端末のログイン作業、校内ネットワークへの接続設定、OSの更新、管理コンソールの設定、端末管理リストの作成を実施する。シールに記載する端末情報、シールの貼付け位置、詳細な納入時期、搬入ルートについては、各市町と協議の上決定すること。キッティング実施後に各校の指定箇所へ納入すること。

納入の際に出た不要な梱包材等は選定業者が撤去し適切に処分すること。

11. 納入、検品及び現地調整

- (1) 納入場所への搬入に関する費用は、選定業者が負担すること。
- (2) 納入場所への運送中の破損・紛失・盗難等が発生した場合は、選定業者の責任において原状回復または代替品対応を行うものとする。また、搬入時は納品場所の設備や備品を傷つけないよう配慮すること。
- (3) 納入する際において、各種端末のOSやソフトウェアのバージョンは統一した上で出荷すること。なお、それらのバージョンは最新とする。
- (4) 納品までに生産終了等により機種変更が必要となる場合、選定業者は事前に各市町へ通知し、承認を得た上で後継機種へ変更するものとする。この場合、後継機種への変更に伴う価格増額を求めるることはできない。

12. 必須提案オプション

以下項目について必ず提案すること。

- (1) 以下市町には児童生徒が端末およびACアダプタを安全に持ち運びできるキャリングケース（収納ポケット付き）を提案すること。また、金額（税込み）を提示

すること。

市町：川越町

- (2) 以下市町には端末保守、端末保証サービスの内容および経費を具体的（サービス期間、サービス範囲、オンサイト・センドバック、各種適用条件等）に提案すること。

市町：紀北町

13. その他

選定業者は、納入完了後5年間、端末の修繕、追加購入等に対応できる範囲で応じること。ただし、その費用については、依頼した市町がその都度支払うものとする。既存の保守業者がある場合は、既存の保守業者を通じた修理等の対応が可能となるよう、必要な情報提供等の協力をを行うものとする。

14. 機密保持、情報セキュリティに関する責任、法令等の順守等

- (1) 知的財産等の帰属については、別途締結する各市町との契約書による。

(2) 機密保持

(ア) 選定業者は、本共同調達に係る作業を実施するに当たり、県又は各市町から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め、契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本共同調達に係る作業以外の目的で使用してはならない。

ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- ・取得した時点において、既に公知であるもの
- ・取得後において、選定業者の責によらず公知となったもの
- ・法令等に基づき開示を求められたもの

この場合は速やかに各市町へ通知すること

- ・県又は各市町から秘密ではないと指定されたもの
- ・第三者への開示又は本共同調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に県又は各市町との協議のうえ、承認を得たもの

(イ) 選定業者は、県又は各市町の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、又は複製してはならない。

(ウ) 選定業者は、本共同調達に係る業務に関与した選定業者の所属要員が異動した後においても、機密が保持されるための措置を講じるものとする。

(エ) 選定業者は、本共同調達に係る検収後、選定業者の事務所内部に保有・保管されている本共同調達に係る県又は各市町に関する情報について、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、県

又は各市町から貸与されたものについては、検収後1週間以内に返却するものとする。抹消方法は、情報セキュリティ上適切な方法によるものとする。

(3) 情報セキュリティポリシー等の遵守

(ア)選定業者は、各市町が別に定める「情報セキュリティ基本方針」等を遵守すること。

(イ)選定業者は、個人情報の取扱いについて、各市町が別に定める規定等を遵守すること。

(4) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

(ア)選定業者は、各市町が定めるセキュリティポリシー等に従い、選定業者の組織全般のセキュリティを確保するとともに、各市町から求められた本共同調達に係る業務の実施における情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。

(イ)選定業者は、各市町の個人情報保護のための体制を整備すること。

(5) 法令等の遵守

(ア)選定業者は、民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第12号）等の関係法規を順守すること。

(イ)選定業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び選定業者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取扱うこと。

【別表1】 a.本体に係る調達希望一覧表

番号	市町名	調達台数			納入期限	リース/購入	予備機 保管サービ ス予定台数
		児童生徒用 /予備機端末	教職員 端末	合計 台数			
1	川越町	1,432 台	0 台	1,432 台	2026年8月31日	購入	150 台
2	紀北町	423 台	0 台	423 台	2026年8月31日	購入	25 台
3	熊野市	378 台	0 台	378 台	2027年2月1日	購入	0 台

【別表2】 b.MDM/キッティング/その他サービスに係る調達希望一覧表

番号	市町名	補助対象		補助対象外
		(1)b.MDM (モバイルデバイス管理)	(2)キッティング	(3)保証サービス
1	川越町	GGL	○	—
2	紀北町	GGL	○	○
3	熊野市	GGL	○	—

【別表3】 端末本体に係る回収希望一覧表

番号	市町名	回収要否	台数	下取り/廃棄	端末内訳
1	川越町	○	1,625 台	廃棄	Windows : 1,625 台
2	紀北町	○	800 台	下取り	Chromebook : 800 台
3	熊野市	○	1,300 台	廃棄	Chromebook : 400 台 Windows : 900 台

回収業者の選定は各市町の判断によるものとし、必ずしも選定業者に依頼するとは限らない。

【別表4】配送先一覧

番号	市町名	配送先	
		配送場所	配送先住所
1	川越町	京都府福知山市内	△
2	紀北町	紀北町立三浦小学校	紀北町三浦 432 番地
		紀北町立西小学校	紀北町長島 1538 番地
		紀北町立東小学校	紀北町東長島 2458 番地
		紀北町立赤羽小学校	紀北町島原 2708 番地 2
		紀北町立相賀小学校	紀北町相賀 368 番地 3
		紀北町立船津小学校	紀北町船津 1057 番地
3	熊野市	紀北町立上里小学校	紀北町上里 801 番地
		旧新鹿中学校	熊野市新鹿町 27 番地

「△」について検討中のため、別途市町と協議のうえ決定すること